

第1512号

AFN-1512

# Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行  
葵総合経営センターだより週刊版

2024年 4/30 (火)

## 『令和6年度税制改正（17） 交際費等損金算入制度の延長等』

今回の改正では、経済の好循環に寄与するとして企業の交際費も見直すこととなった。物価の動向等を踏まえると、1人当たり5,000円以下の飲食費の範囲で認められている現行の損金算入制度は実施が難しい状況にある。そのため、金額基準を10,000円以下に引き上げることで企業の交際費等の使用を拡大し、企業間の取引の維持・拡大や事業活動の活性化、円滑化を図る。それによって売上の増加とともに飲食店等への需要が増加し、産業全体で売上が伸びることで個々の企業は価格転嫁を進め、従業員の賃上げにも適切に対応することが期待される。引上げは令和6年4月1日以後に支出される飲食費から適用され、令和9年3月31日まで、3年間の延長となる。

賃上げ促進税制について、既報の通り、賃上げの裾野を一層広げるため、赤字の中小企業にも賃上げインセンティブとなるよう、繰越控除措置が創設される。中小企業においては、従来の賃上げ要件・控除率を維持しつつ、新たな制度によって、賃上げ促進税制の税額控除の額について、当期の税額から控除できなかった額を、5年間という前例のない期間にわたって繰り越すことを可能とする。（繰越控除する年度において、全雇用者給与総額の対前年度増が要件となる）

## 『代表取締役等住所非表示措置 令和6年10月1日施行』

法務省はこのほど、令和6年10月1日から施行される、商業登記規則等の一部を改正する省令によって創設された「代表取締役等住所非表示措置」を紹介している。この制度は、株式会社の代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書や登記事項要約書等の公的な文書や、インターネットで登記情報を確認できる「登記情報提供サービス」に表示しないこととする措置。申出の手續きとしては、(1)登記申請と同時に申し出る(2)所定の書面を添付する(原則：配達証明郵便により送付された書面、住民票の写し、実質的支配者の本人特定事項を証する書面)。本非表示措置が講じられた場合でも、会社法の登記義務免除にはならないので代表取締役の住所変更は、登記申請の必要がある。当該措置が講じられた場合の登記事項の代表取締役の表示は、代表取締役等の住所について最小行政区画までしか記載されない。

株式会社から当該措置を希望しない旨の申し出があったり、本店所在場所に実在しないことが認められたりした場合は、登記官が職権で終了させる。なお、当該措置を希望しない申出は単独で行える。今回の住所非表示措置が講じられた場合、金融機関の融資や不動産取引に支障が生じる可能性があるため慎重かつ十分な検討が必要だ。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



### <ゴールデンウィーク期間の休業のご案内>

5月3日(金)から5月6日(日)の間、休業させていただきます。

次回のTimely発信は5月13日(月)の1513号です。よろしくお願いいたします。



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

# 葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)